

第39期

# 定時株主総会 招集ご通知

自2022年4月1日 至2023年3月31日

開催日時

2023年6月28日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号  
修養団SYDビル2階 SYDホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

WE CREATE

*Possibility*

株式会社 **新日本建物**

証券コード：8893

(証券コード8893)

2023年6月7日

(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

株式会社新日本建物

代表取締役社長 近 藤 学

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第39期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kksnt.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名「新日本建物」又は証券コード  
「8893」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、**2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号  
修養団S Y Dビル2階 S Y Dホール
3. 目的事項  
報告事項 1.第39期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
2.第39期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）  
会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
  - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はしておりませんので、予めご了承くださいませようようお願い申し上げます。

## 議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### ■電磁的方法（インターネット）による議決権行使

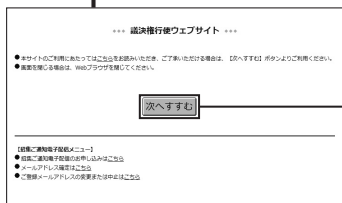
次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことができます。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後6時まで

### 議決権行使コード・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

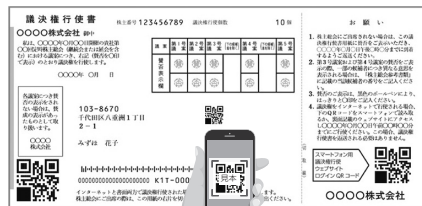


「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

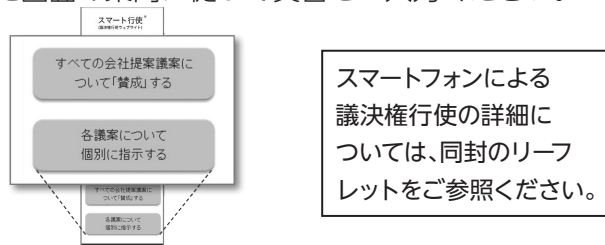
### QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



「議決権行使コード」  
及び「パスワード」  
の入力は不要です。

2 表示された画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合の注意点

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。株主様のインターネット利用環境によってはご利用になれない場合もあります。
- ・議決権行使書の郵送と電磁的方法（インターネット）の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
- ・議決権行使後に賛否を修正される場合は、改めてPC向けサイトへアクセスし、再度議決権行使をお願いいたします。

## ■書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2023年6月27日（火曜日）午後6時到着分まで

※同封の議決権行使書用紙は、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(1) スマート行使、議決権行使ウェブサイトの操作に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）  
受付時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部  
電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）  
受付時間 平日午前9時～午後5時

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の業績及び利益配分に関する基本方針等を総合的に判断し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
1株につき30円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、597,019,830円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2023年6月29日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役（社外監査役）小林 秀一氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)  | 略歴及び当社における地位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)  | 所有する<br>当 社<br>株式の数 |
|---|--|---------------------|
| こばやし ひでかず<br><b>小林 秀一</b><br>(1954年5月8日生)<br><br><b>再 任 独 立</b><br><br><b>社 外</b> | 1979年 4月 東京国税局入局<br>2001年 7月 国税庁税務大学校 課長補佐<br>2005年 7月 国税庁税務大学校 研究部教授<br>2008年 7月 信濃中野税務署長<br>2011年 7月 横須賀税務署長<br>2013年 7月 甲府税務署長<br>2014年 7月 東京上野税務署長<br>2016年 8月 小林法務会計事務所代表<br>2019年 6月 当社監査役<br>現在に至る<br>[重要な兼職の状況]<br>小林法務会計事務所代表 | 1,900株              |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第427条第1項に基づき小林 秀一氏との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、候補者が選任され、監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。
4. 小林 秀一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は監査役小林 秀一氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。
5. 小林 秀一氏は税理士として税務会計の専門知識と豊富な経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されます。同氏はこれまで、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 小林 秀一氏の当社社外監査役在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役である瀧澤 茂実氏は、本人の都合により本株主総会終結時をもって補欠監査役を退任する予定です。つきましては、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め新たに補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任の効力を取り消すことができるものとしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する<br>当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------|---|--------------------|
| もり のりゆき<br>森 律文<br>(1985年10月25日生) | 2010年4月 株式会社八千代銀行(現 株式会社きらぼし銀行) 入社<br>2017年4月 当社 入社<br>2022年7月 管理本部 財務経理部 次長<br>現在に至る | 0株                 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 森 律文氏は常勤監査役荒井 禎司氏の補欠監査役であります。  
3. 森 律文氏は、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役であり、監査役就任後の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までといたします。  
4. 当社は、本総会において選任された補欠監査役が実際に監査役に就任した場合、当該監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。  
5. 当社は保険会社との間で、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、本総会において選任された補欠監査役が実際に監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。

以上



# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあり、全国旅行支援等による対面型サービスを中心とした個人消費の増加が景気の緩やかな持ち直しを後押ししました。また、水際対策緩和や円安効果により、インバウンド需要は回復傾向にあり、今後一層の需要拡大が見込まれ、アフターコロナの環境下での更なる景気の改善が期待されます。一方で、ウクライナ情勢の長期化に起因する資源価格の高騰や物価の上昇、また世界的な金融引き締め、円安の進行は景気の下振れリスクとなっており、家計においても、節約志向の強まりから個人消費の回復が遅れるリスクが潜在している等、今後の動向については留意が必要です。

当社が属する不動産業界では、不動産投資市場については、海外投資家による投資意欲は引き続き旺盛であったものの、国内投資家による投資は慎重になり、累計投資額は前年を下回りました。物流施設市場におきましては、首都圏において新規供給の拡大により空室率は上昇しているものの、物流企業やeコマース事業者を中心に需要は底堅く推移しています。賃貸オフィス市場では、都心エリアを中心にオフィスワークとリモートワークの併用を考慮したテナント移転が活発になったものの、新規オフィスビルの大量供給により、空室率はやや高い状況となりました。新築マンション市場については、首都圏において、資材価格の上昇や半導体不足による建設工事費の高騰、また、供給が抑制されたことによるマンション価格の上昇等が要因となり、供給戸数が2年ぶりに減少しました。

このような事業環境のもと、当社は中長期的な成長に向けて、強みである仕入企画力や事業提案力を活かし、事業用地の仕入・販売活動に取り組んでまいりました。流動化事業においては、大型案件のプロジェクトを完了させる等、他デベロッパー向けの開発用地の販売を着実に積み上げました。マンション販売事業においては、東京23区にて、当社最上位グレードの「ルネサンスプレミアムコート」シリーズをはじめ、駅近で高品質な資産運用型マンションの棟販売並びに複数棟一括販売を進捗させました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は211億5百万円（前期比8.4%増）、営業利益は20億2百万円（前期比15.5%増）、経常利益は18億15百万円（前期比19.8%増）、当期純利益は18億86百万円（前期比52.6%増）と増収・増益を達成いたしました。

## (2) セグメント別の営業の概況

セグメント別の売上高及び営業損益の金額は、以下のとおりです。

### (流動化事業)

当事業年度は、東京23区を中心に他デベロッパー向け開発用地の仕入・販売活動を行ってまいりました。

販売面におきましては、都心物件の「六本木プロジェクト」(東京都港区)や、「御茶ノ水プロジェクト」(東京都文京区)、「駒込プロジェクト」(東京都北区)、大型案件である「中河原プロジェクト」(東京都府中市)をはじめとする16件(前期16件)の引渡しを行いました。

この結果、売上高は91億73百万円(前期比13.5%減)、営業利益は12億23百万円(前期比9.9%減)となりました。

### (マンション販売事業)

当事業年度は、東京23区にて仕入・開発・販売活動を展開し、資産運用型マンションの一棟販売並びに複数棟一括販売を行ってまいりました。

販売面におきましては「ルネサンス松濤プレミアムコート(8戸)」(東京都渋谷区)、「ルネサンスコート築地(28戸)」(東京都中央区)、「ルネサンスコート高田馬場(28戸)」(東京都新宿区)、「ルネサンスコート世田谷若林(38戸)」(東京都世田谷区)など、合計で14棟、販売戸数318戸(前期比97戸増)の引渡しを行いました。

この結果、売上高は118億47百万円(前期比34.7%増)、営業利益は16億54百万円(前期比54.3%増)となりました。

### (アセットホールディング事業)

当事業年度は、所有する2棟の賃貸用不動産を継続して運営を行った結果、売上高62百万円(前期比1.9%減)、営業利益20百万円(前期比3.7%増)となりました。

### (その他)

当事業年度の売上高は20百万円となり、営業利益は11百万円を計上いたしました。

(3) 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資は総額31,312千円であり、主に本社の内装整備工事によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(5) 会社の財産及び損益の状況の推移

| 期 別                         | 第 36 期                        | 第 37 期                        | 第 38 期                        | 第 39 期<br>(当事業年度)             |
|-----------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 項目別                         | (2019年4月1日から<br>2020年3月31日まで) | (2020年4月1日から<br>2021年3月31日まで) | (2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで) | (2022年4月1日から<br>2023年3月31日まで) |
| 売 上 高 (百万円)                 | 16,907                        | 15,794                        | 19,468                        | 21,105                        |
| 経 常 利 益 (百万円)               | 1,570                         | 1,433                         | 1,515                         | 1,815                         |
| 当期純利益 (百万円)                 | 1,328                         | 973                           | 1,236                         | 1,886                         |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 ( 円 ) | 66.73                         | 48.90                         | 62.11                         | 94.79                         |
| 総 資 産 (百万円)                 | 23,254                        | 21,462                        | 20,419                        | 26,313                        |
| 純 資 産 (百万円)                 | 6,298                         | 6,810                         | 7,612                         | 9,096                         |

(6) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復基調にあり、ウィズコロナの環境下での個人消費の増加が景気の緩やかな持ち直しを後押ししました。

一方で、ウクライナ情勢の長期化による原材料・物流費の高騰や、食品・サービスの値上げ等の物価上昇、また世界的な金利の上昇等は依然として企業物価指数の上昇や家計の圧迫等、景気の下振れリスクとなっており、今後の動向については留意が必要です。

当社はそのような状況の中、首都圏を中心とする営業基盤において、安定的な収益の確保と中長期的な企業価値の向上を図るため①資産運用型マンション事業の積極的な展開②物流施設開発事業を含む流動化事業の多様化③資産価値と地球環境保全を両立する資産運用型マンションの開発④人材育成と強固な組織体制の構築⑤財務基盤の安定化を引き続き重要な経営課題として取り組んでまいります。

今後におきましても、市況を見極めながら資産運用型マンション開発用地や物流施設用地等の新規物件の取得を計画的に進め、市場環境の変化に柔軟に対応する経営基盤を強化することにより、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

当事業年度において、当社子会社については、当企業集団の財政状態及び経営成績の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結の範囲から除外しております。

(8) 主要な事業内容

当社は、東京23区内を中心として他デベロッパー向けの開発用地等の販売や収益物件等の企画販売、マンション等の開発・販売を主な事業の内容としております。

当社の事業内容及び事業に係る位置付けは次のとおりであり、セグメントと同一の区分によっております。

| セグメント区分       | 主要な商品又はサービス等   |
|---------------|--|
| 流動化事業         | 主要な商品は、主に都心部における他デベロッパー向けの開発用地等であります。また、物流施設等の収益不動産の開発、販売を行っております。当社が、情報収集、調査、企画、設計等を一貫して行うほか、事業推進に係る附帯業務請負を行っております。 |
| マンション販売事業     | 主要な商品は、主に都心部において自社開発や他社との共同開発等によるマンションであります。当社が、情報収集、調査、企画、設計等を一貫して行うほか、事業推進に係る附帯業務請負を行っております。                       |
| アセットホールディング事業 | 福岡県において賃貸マンションを保有しております。   |
| その他           | 建築請負事業、仲介事業、不動産に関するコンサルティング事業等を行っております。  |

(9) 主要な事業所

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| 本 社     | 東京都新宿区  |
| 横 浜 支 店 | 神奈川県横浜市 |

#### (10) 従業員の状況

| セグメントの名称      | 従業員数 (名) |
|---------------|----------|
| 流動化事業         | 11       |
| マンション販売事業     | 12       |
| アセットホールディング事業 | 1        |
| その他           | 1        |
| 全社 (共通)       | 15       |
| 合計            | 40       |

- (注) 1. 全社 (共通) として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
2. 当事業年度末において、当社において使用する従業員の平均年齢は39.1歳であり、平均勤続年数は6.2年であります。

#### (11) 主要な借入先の状況

| 借 入 先      | 借 入 金 残 高 |
|------------|-----------|
| 城北信用金庫     | 2,100百万円  |
| 株式会社きらぼし銀行 | 1,989百万円  |
| 湘南信用金庫     | 1,383百万円  |
| 大東京信用組合    | 1,021百万円  |
| 株式会社静岡銀行   | 904百万円    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) ① 発行可能株式総数 49,060,000株
- ② 発行済株式の総数 19,914,617株(うち自己株式13,956株)
- (2) 当事業年度末の株主数 17,835名
- (3) 大 株 主

| 株 主 名             | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------|-------------|---------|
| 株式会社ユニテックス        | 2,273,400 株 | 11.42 % |
| 株式会社東京ウエルズ        | 1,243,460 株 | 6.25 %  |
| 村上 三郎             | 800,000 株   | 4.02 %  |
| 株式会社ジェイ・エス・ビー     | 688,460 株   | 3.46 %  |
| 京東株式会社            | 628,400 株   | 3.16 %  |
| 中野 孝一             | 404,200 株   | 2.03 %  |
| JPモルガン証券株式会社      | 334,684 株   | 1.68 %  |
| ルーデン・ホールディングス株式会社 | 320,000 株   | 1.61 %  |
| 株式会社大勝            | 300,000 株   | 1.51 %  |
| 松下 彰利             | 250,000 株   | 1.26 %  |

(注) 持株比率は、自己株式(13,956株)を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当職務及び重要な兼職の状況            |
|-----------|---------|---------------------------|
| 代表取締役社長   | 近 藤 学   | 社長執行役員 事業本部長              |
| 専 務 取 締 役 | 長 岡 淳   | 専務執行役員 事業本部都市開発一部長        |
| 取 締 役     | 茂 木 敬 裕 | 執行役員 管理本部長兼財務経理部長         |
| 取 締 役 会 長 | 村 上 三 郎 |                           |
| 取 締 役     | 田 口 雄   | 税理士<br>田口雄税理士事務所代表        |
| 取 締 役     | 根 本 美 緒 |                           |
| 常 勤 監 査 役 | 荒 井 禎 司 |                           |
| 監 査 役     | 小 林 秀 一 | 税理士<br>小林法務会計事務所代表        |
| 監 査 役     | 大 江 耕 治 | 弁護士<br>桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー |

- (注) 1. 取締役田口 雄氏及び根本 美緒氏は、社外取締役であります。なお、当社は取締役田口 雄氏及び根本 美緒氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。
2. 取締役田口 雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役茂木 敬裕氏及び根本 美緒氏は、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 取締役根本 美緒氏の戸籍上の氏名は、野尻 美緒であります。
5. 監査役小林 秀一氏及び大江 耕治氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役小林 秀一氏及び大江 耕治氏を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に対し届け出ております。
6. 監査役小林 秀一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役大江 耕治氏は、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
8. 池田 友彦氏及び佐藤 啓明氏は、2022年6月28日付で任期満了により取締役を退任いたしました。
9. 菊地 謙治氏は、2022年6月28日付で任期満了により監査役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならない等、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

|                  | 支給人員        | 報酬等の額                   | 摘 要 |
|------------------|-------------|-------------------------|-----|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2名)  | 295,322千円<br>(8,970千円)  |     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 20,592千円<br>(6,270千円)   |     |
| 計                | 12名<br>(5名) | 315,914千円<br>(15,240千円) |     |

- (注) 1. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額23百万円（取締役21百万円、監査役1百万円）を含んでおります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額その他、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役2名に対し、退職慰労金として141百万円を贈呈しております。なお、この金額には上記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額65百万円が含まれております。
4. 上記報酬等の額その他、2022年6月28日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し、退職慰労金として2百万円を贈呈しております。なお、この金額には上記及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額2百万円が含まれております。



(5) 報酬決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は1994年6月2日開催の臨時株主総会において限度額を年額300百万円以内として決議しております（使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まないものとする）。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は1994年6月2日開催の臨時株主総会において限度額を50百万円以内として決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

(6) 取締役の報酬の決定方針に関する事項

ア. 当該方針の決定方法

2021年2月16日開催の取締役会決議により決定しております。

イ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬等の額又は方法の決定に関して、役員の役割及びその職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、短期的な業績の変動にとらわれずに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献を促すために、基本報酬（金銭報酬）を支払うものとします。

基本報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の経営内容・業績並びに社員給与の水準とのバランス等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

また、基本報酬は月例の月額固定報酬と各事業年度内に賞与として支給する報酬とします。

ウ. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該基本方針については、当該取締役会決議日以前から既に社内規程において規定され、これに基づいて運用を行ってきたものであり、これまでも各取締役の報酬については、各取締役の職責や役割等が勘案されていることから、取締役会は、当該事業年度においても当該基本方針に沿い適正な評価が行われていると判断しております。

(7) 取締役会の決議による報酬の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長（社長執行役員 事業本部長）である近藤 学氏が各取締役の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は月例の月額固定報酬と各事業年度内に賞与として支給する報酬からなる基本報酬の額です。

これらを委任した理由は、当社経営及び当社事業に精通し、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

(8) 社外役員に関する事項

① 取締役

取締役 田口 雄

ア. 取締役会への出席状況

当事業年度において16回開催のうち14回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ. 重要な兼職先と当社との関係

田口雄税理士事務所の代表であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

ウ. 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

行政分野における多様な経験に加え、税理士として税務及び財務会計に関する専門的な知識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

取締役 根本 美緒

ア. 取締役会への出席状況

取締役就任後において13回開催のうち12回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

- ウ. 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等  
該当事項はありません。
- エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
気象予報士、フリーキャスターの経験や地球環境学等の専門研究に基づく知見を活かして、当社のESG（環境・社会・企業統治）課題に関する提言等を期待するとともに、多様な人材による企業競争力の強化に向けた女性活躍の視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

## ② 監査役

監査役 小林 秀一

- ア. 取締役会への出席状況  
当事業年度において16回開催のうち14回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。
- イ. 監査役会への出席状況  
当事業年度において12回開催のうち11回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。
- ウ. 重要な兼職先と当社との関係  
小林法務会計事務所の代表であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
- エ. 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等  
該当事項はありません。

監査役 大江 耕治

- ア. 取締役会への出席状況  
監査役就任後において13回開催のうち11回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。
- イ. 監査役会への出席状況  
監査役就任後において10回開催のうち9回出席、発言は豊富な経験・実績・見識により、出席の都度、適切な意見の表明がありました。

ウ. 重要な兼職先と当社との関係

桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であります。同事務所と当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

エ. 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 名 称               | 内 容                          | 支 払 額    |
|-------------------|------------------------------|----------|
| R S M 清 和 監 査 法 人 | 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額      | 25,000千円 |
|                   | 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 | — 千円     |
|                   | 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査実施体制、監査の効率性と品質の確保についての基本的な考え方、重点監査項目、報酬の前提となる監査工数の見積りの妥当性及び前事業年度に係る監査報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (2) 会計監査人の報酬等に監査役が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制の基本方針に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- ア. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・法令遵守を経営の最重要課題として位置付け、「コンプライアンスマニュアル」に定めた行動規範、行動原則を取締役及び従業員全員が遵守するよう徹底することとする。
  - ・取締役会規程により、取締役会を月1回以上開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督することとする。
  - ・取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- イ. 使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「コンプライアンスマニュアル」をグループウェアに掲示するほか、研修・勉強会等を通じて従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
  - ・内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
  - ・取締役は当社において重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。
  - ・法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づきその運用を行うこととする。
- ウ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報システム安全対策規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管

理することとする。

エ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社の業務執行に係るリスク（不確実性）を洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ・ 不測の事態が発生した場合は「緊急時対策マニュアル」によって事業本部長又は管理本部長を本部長（室長）とする対策本部（対策室）を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための体制を整えることとする。
- ・ 事業本部長、管理本部長、各部室長等のメンバーにより構成する「内部統制委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を行うこととする。

オ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

カ. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 「関係会社管理規程」により、当社グループ各社に対する管理の基準を定め、必要に応じて当社への報告を求め、当社グループ各社における法令及び定款に適合するための指導、育成を行うものとする。
- ・ 業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。
- ・ 監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。
- ・ 監査役は、当社グループ各社の監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行うよう努める。
- ・ 当社及び当社グループ各社は財務報告の適正性、信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上を確かなものとする内部統制の体制を構築する。

キ. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に

関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。また、業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

フ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、業務又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役は取締役会の他、全体会議等の重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることとする。
- ・ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ・ 取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。

ケ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行することとする。
- ・ 当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

コ. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、



毅然とした対応をとる。

また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ・取締役会は社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は16回開催し、各議案についての審議を行い、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行の監督がなされており、取締役の職務執行の適正は確保されております。
- ・内部統制委員会を4回開催し、各部室長よりリスクやコンプライアンス等に関する報告を受け、対策の検討等を行い、損失の危険の管理に取り組んでおります。
- ・業務執行部門から独立した監査室にて、子会社を含めて内部監査を実施しており、業務の適正の確保を行っております。
- ・監査役は、社長懇談会を3回、会計監査人との意見交換会を6回開催し、監査役の監査を実効的に行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額及び株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   | <b>負債の部</b>      |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>24,565,840</b> | <b>流動負債</b>      | <b>8,416,042</b>  |
| 現金及び預金          | 6,920,669         | 工事未払金            | 391,676           |
| 販売用不動産          | 3,212,035         | 短期借入金            | 2,194,000         |
| 仕掛販売用不動産        | 13,895,131        | 1年内返済予定の長期借入金    | 4,315,793         |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,130             | 1年内償還予定の社債       | 50,000            |
| 前渡金             | 172,100           | リース債             | 4,196             |
| 前払費用            | 30,289            | 未払金              | 10,027            |
| その他の            | 334,483           | 未払費用             | 82,662            |
|                 |                   | 未払法人税等           | 175,034           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,744,266</b>  | 前受金              | 1,125,217         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>607,063</b>    | 預り金              | 10,292            |
| 建物              | 506,682           | 賞与引当金            | 56,872            |
| 構築物             | 6,646             | その他の             | 269               |
| 工具、器具及び備品       | 13,980            | <b>固定負債</b>      | <b>8,800,633</b>  |
| 土地              | 79,594            | 社債               | 150,000           |
| リース資産           | 158               | 長期借入金            | 8,455,973         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,518</b>      | リース債             | 1,127             |
| 借地権             | 1,465             | 資産除去債務           | 26,212            |
| ソフトウェア          | 282               | 退職給付引当金          | 51,926            |
| リース資産           | 4,771             | 役員退職慰労引当金        | 79,766            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,130,684</b>  | その他の             | 35,627            |
| 投資有価証券          | 690,102           | <b>負債合計</b>      | <b>17,216,676</b> |
| 関係会社株           | 20,389            | <b>純資産の部</b>     |                   |
| 出資              | 31,630            | <b>株主資本</b>      | <b>8,971,887</b>  |
| 長期前払費用          | 5,169             | 資本金              | 854,500           |
| 差入保証金           | 76,376            | 資本剰余金            | 40,983            |
| 繰延税金資産          | 287,116           | 資本準備金            | 40,983            |
| その他の            | 34,707            | <b>利益剰余金</b>     | <b>8,080,907</b>  |
| 貸倒引当金           | △14,807           | 利益準備金            | 172,641           |
|                 |                   | その他利益剰余金         | 7,908,265         |
|                 |                   | 繰越利益剰余金          | 7,908,265         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>2,925</b>      | <b>自己株式</b>      | <b>△4,502</b>     |
| 社債発行費           | 2,925             | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>124,467</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 124,467           |
| <b>資産合計</b>     | <b>26,313,031</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>9,096,355</b>  |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>26,313,031</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 21,105,371 |
| 売上原価         |         | 17,148,752 |
| 売上総利益        |         | 3,956,619  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,954,191  |
| 営業利益         |         | 2,002,427  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 4,823   |            |
| 受取地代家賃       | 27,939  |            |
| 保険解約返戻金      | 21,150  |            |
| その他の         | 1,167   | 55,080     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 239,548 |            |
| その他の         | 2,055   | 241,603    |
| 経常利益         |         | 1,815,904  |
| 特別利益         |         |            |
| 関係会社株式売却益    | 340,000 | 340,000    |
| 特別損失         |         |            |
| 投資有価証券売却損    | 2,390   |            |
| 関係会社株式評価損    | 5,637   |            |
| 工事補償損失       | 44,601  | 52,629     |
| 税引前当期純利益     |         | 2,103,274  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 294,793 |            |
| 法人税等調整額      | △77,882 | 216,910    |
| 当期純利益        |         | 1,886,363  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本 |           |             |           |                         |             |
|--------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-------------------------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金 |                         |             |
|                          |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金     | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高                | 854,500 | 40,983    | 40,983      | 159,234   | 6,473,138               | 6,632,373   |
| 当 期 変 動 額                |         |           |             |           |                         |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           |             | 13,407    | △451,237                | △437,829    |
| 当 期 純 利 益                |         |           |             |           | 1,886,363               | 1,886,363   |
| 自己株式の取得                  |         |           |             |           |                         |             |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           |             |           |                         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —       | —         | —           | 13,407    | 1,435,126               | 1,448,533   |
| 当 期 末 残 高                | 854,500 | 40,983    | 40,983      | 172,641   | 7,908,265               | 8,080,907   |

|                          | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 純資産合計     |
|--------------------------|---------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                          | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                | △4,192  | 7,523,664 | 88,882           | 88,882         | 7,612,547 |
| 当 期 変 動 額                |         |           |                  |                |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |         | △437,829  |                  |                | △437,829  |
| 当 期 純 利 益                |         | 1,886,363 |                  |                | 1,886,363 |
| 自己株式の取得                  | △310    | △310      |                  |                | △310      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |         |           | 35,585           | 35,585         | 35,585    |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △310    | 1,448,223 | 35,585           | 35,585         | 1,483,808 |
| 当 期 末 残 高                | △4,502  | 8,971,887 | 124,467          | 124,467        | 9,096,355 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び  
関連会社株式 移動平均法による原価法

#### その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は  
全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均  
法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産及び  
仕掛販売用不動産 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げ  
の方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法  
（リース資産を除く）  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附  
属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した  
建物附属設備及び構築物については定額法を採用して  
おります。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |          |
|-----------|----------|
| 建物        | 8 ～ 50年  |
| 構築物       | 10 ～ 20年 |
| 工具、器具及び備品 | 3 ～ 20年  |

#### 無形固定資産

（リース資産を除く）

#### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内におけ  
る利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており  
ます。

|                 |  |
|-----------------|--|
| リース資産           | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。   |
| (4) 引当金の計上基準    |  |
| 貸倒引当金           | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  |
| 賞与引当金           | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。  |
| 退職給付引当金         | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額の100%）の見込額に基づき計上しております。   |
| 役員退職慰労引当金       | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。  |
| (5) 収益及び費用の計上基準 |  |
|                 | 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。  |
| ① 流動化事業         |  |
|                 | 流動化事業は、他デベロッパー向けの開発用地等の販売及び当社が用地仕入から施工まで行った物流倉庫及びオフィスビル等の販売であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。 |

## ② マンション販売事業

マンション販売事業は、用地仕入から施工まで行ったマンションを顧客へ販売しており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

## ③ アセットホールディング事業

アセットホールディング事業は、自社保有の居住用マンションの賃貸事業を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づいて収益を計上しております。

## (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。ただし2020年10月1日以後の居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については、流動資産に計上し当該販売用不動産及び仕掛販売用不動産の販売及び引渡した事業年度の期間費用としております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 販売用不動産の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|          |              |
|----------|--------------|
| 販売用不動産   | 3,212,035千円  |
| 仕掛販売用不動産 | 13,895,131千円 |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (イ) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算定方法

計算書類に計上した販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、プロジェクトごとの事業計画により予測される正味売却価額と帳簿価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

(ロ) 主要な仮定及び翌事業年度の計算書類に与える影響

正味売却価額の見積りについては、所在する地域の市場動向や価格情報、物件における収益利回り等に基づいて算定しております。

正味売却価額の算定にあたっては慎重に検討しておりますが、販売計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には評価損が必要となる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の見込み額

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 287,116千円 |
|--------|-----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 販売用不動産   | 3,212,035千円         |
| 仕掛販売用不動産 | 13,270,834千円        |
| 建物       | 402,974千円           |
| 土地       | 79,594千円            |
| 合計       | <u>16,965,439千円</u> |

② 担保付債務

|               |                     |
|---------------|---------------------|
| 短期借入金         | 2,194,000千円         |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 4,301,790千円         |
| 長期借入金         | 8,278,887千円         |
| 合計            | <u>14,774,677千円</u> |

上記以外に、信用保証会社に対する手付金等保証のため投資有価証券5,000千円及び差入保証金36,400千円を、顧客の住宅ローン保証のため差入保証金997千円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 181,624千円

(3) 偶発債務

次の会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

| 保証先    | 当事業年度     |
|--------|-----------|
| (株)エール | 332,000千円 |
| 合計     | 332,000千円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 487千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

売上高 16,614千円

営業費用 159,076千円

(2) 営業取引以外の取引高

営業外収益 1,336千円

(注) 当社の関係会社（子会社）であった株式会社エールは、当事業年度中で全株式を譲渡いたしました。そのため、上記の金額には、当該関係会社（子会社）に該当していた期間の取引高を含んでおりません。



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首    | 増加 | 減少 | 当事業年度末     |
|----------|------------|----|----|------------|
| 普通株式 (株) | 19,914,617 | —  | —  | 19,914,617 |
| 合計 (株)   | 19,914,617 | —  | —  | 19,914,617 |

### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加  | 減少 | 当事業年度末 |
|----------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式 (株) | 13,256  | 700 | —  | 13,956 |
| 合計 (株)   | 13,256  | 700 | —  | 13,956 |

(注) 普通株式の自己株式の増加700株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

#### ・普通株式の配当に関する事項

|              |            |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額   | 437,829千円  |
| (ロ) 配当の原資    | 利益剰余金      |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 22円        |
| (ニ) 基準日      | 2022年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日    | 2022年6月29日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

|              |            |
|--------------|------------|
| (イ) 配当金の総額   | 597,019千円  |
| (ロ) 配当の原資    | 利益剰余金      |
| (ハ) 1株当たり配当額 | 30円        |
| (ニ) 基準日      | 2023年3月31日 |
| (ホ) 効力発生日    | 2023年6月29日 |

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 6. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

| (単位：千円)             | 売上区分      |               |                       |        | 合計         |
|---------------------|-----------|---------------|-----------------------|--------|------------|
|                     | 流動化事業     | マンション<br>販売事業 | アセットホール<br>ディング事<br>業 | その他    |            |
| 一時点で移転される財          | 9,173,754 | 11,799,382    | 59                    | 20,932 | 20,994,128 |
| 一定の期間にわたり移<br>転される財 | —         | —             | —                     | —      | —          |
| 顧客との契約から生じ<br>る収益   | 9,173,754 | 11,799,382    | 59                    | 20,932 | 20,994,128 |
| その他の収益（注）           | —         | 48,593        | 62,649                | —      | 111,243    |
| 外部顧客への売上高           | 9,173,754 | 11,847,976    | 62,709                | 20,932 | 21,105,371 |

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収入等であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記の「(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。また、当事業年度より、経営資源の配分・経営管理体制等の実態を踏まえ、より適切な経営情報の開示を行うため、従来報告セグメントとしていた「戸建販売事業」を「その他」へ含めるとともに、「その他」に含まれていた「アセットホールディング事業」を報告セグメントとして記載することといたしました。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係及び当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

契約負債の残高等

| (単位：千円)    | 当事業年度     |
|------------|-----------|
| 契約負債（期首残高） | 23,020    |
| 契約負債（期末残高） | 1,125,217 |

契約負債は主に引渡時に収益を認識する顧客との不動産売買契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。契約負債の増減は前受金の受領による増加及び収益認識により生じたものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 貸倒引当金     | 4,534千円    |
| 繰越欠損金     | 313,148千円  |
| その他       | 145,467千円  |
| 繰延税金資産 小計 | 463,150千円  |
| 評価性引当額    | △114,262千円 |
| 繰延税金資産 合計 | 348,887千円  |

|               |           |
|---------------|-----------|
| 繰延税金負債        |           |
| その他有価証券評価差額金  | △54,932千円 |
| 資産除去債務に係る固定資産 | △6,839千円  |
| 繰延税金負債 合計     | △61,771千円 |
| 繰延税金資産 純額     | 287,116千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当事業年度末時点において売掛金は保有しておりません。

借入金は、主としてマンションや物流施設などの開発販売事業を行うためのプロジェクトに照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。

デリバティブ取引は、主として支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引をヘッジ手段として利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当事業年度末時点においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|              | 貸借対照表<br>計上額 (千円) | 時価 (千円)    | 差額 (千円) |
|--------------|-------------------|------------|---------|
| ① 投資有価証券(※2) | 209,300           | 209,300    | —       |
| 資産計          | 209,300           | 209,300    | —       |
| ② 社債(※3)     | 200,000           | 199,630    | △369    |
| ③ 長期借入金(※4)  | 12,771,766        | 12,770,591 | △1,174  |
| 負債計          | 12,971,766        | 12,970,222 | △1,543  |

(※1) 「現金及び預金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当事業年度 (千円) |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 480,802    |

(※3) 1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分     | 時価 (千円) |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |         |      |      |         |
| 其他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式     | 209,300 | —    | —    | 209,300 |
| 資産計    | 209,300 | —    | —    | 209,300 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分    | 時価 (千円) |            |      |            |
|-------|---------|------------|------|------------|
|       | レベル1    | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 社債    | —       | 199,630    | —    | 199,630    |
| 長期借入金 | —       | 12,770,591 | —    | 12,770,591 |
| 負債計   | —       | 12,970,222 | —    | 12,970,222 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

福岡県において賃貸マンションを保有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) |
|---------------|---------|
| 561,751       | 758,000 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等（「財務諸表のための価格調査の実施に関する基本的な考え方」に基づく原則的時価算定）に基づく金額であります。また、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

| 種類        | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係  | 取引の内容              | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------|------------|------------|------------|--------------------|-----------|----|-----------|
| 重要な子会社の役員 | 池田 友彦      | 0.4%       | 子会社代表取締役社長 | 関係会社株式の譲渡<br>(注) 1 | 92,700    | —  | —         |

(注) 1. 関係会社株式の譲渡については、2022年11月に一部株式を譲渡したものであり、その価格条件については、第三者機関による株価算定の結果を踏まえ、決定しております。

(注) 2. 池田 友彦氏は、2023年3月に当社が保有する㈱エール株式の全てを同社の自己株式取得に応じて譲渡したことにより重要な子会社の役員に該当しなくなりました。上記事項は該当取引が行われた時点での状況に基づき記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 457円09銭

(2) 1株当たり当期純利益 94円79銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 1,886,363千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | —           |
| 普通株式に係る当期純利益 | 1,886,363千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 19,901千株    |

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社新日本建物  
取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 筧 悦生  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 戸谷 英之  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新日本建物の2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びR S M清和監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役等及びR S M清和監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

株式会社新日本建物 監査役会

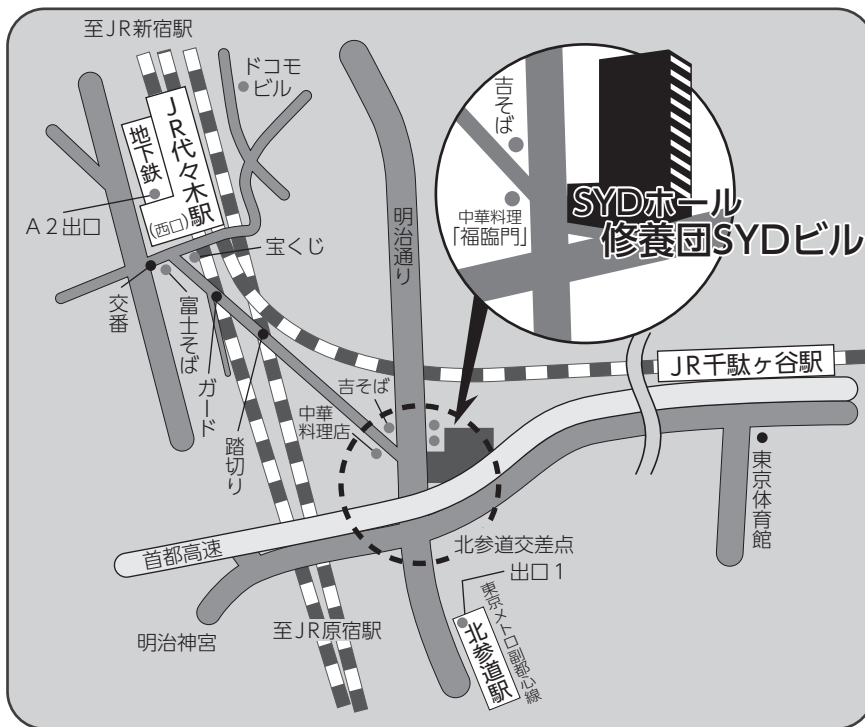
|       |          |
|-------|----------|
| 常勤監査役 | 荒井 禎 司 ㊟ |
| 社外監査役 | 小林 秀 一 ㊟ |
| 社外監査役 | 大江 耕 治 ㊟ |

以 上

## 株主総会会場ご案内図

場所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号  
修養団SYDビル2階 SYDホール  
TEL 03-3405-5555

- 交通：○JR山手線・中央線「代々木駅」西口より徒歩5分  
○都営地下鉄大江戸線「代々木駅」A2出口より徒歩6分  
○東京メトロ副都心線「北参道駅」出口1より徒歩3分  
○JR中央線「千駄ヶ谷駅」より徒歩7分



駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。